

月刊児玉通信 No.102



確定申告は税金を納めて完了です！ご準備よろしくお願いたします。

納付期限

★納付書で納税の方

所得税・・・3月15日(金)

消費税・・・4月1日(月)

★振替納税を利用されている方

所得税・・・4月22日(月)

消費税・・・4月24日(水)

* 延納の届出をされている方は、5月31日(金)
(振替納税の利用の有無を問わず)

* 注意点

振替納税の方は必ず、預金残高をご確認ください。

残高不足により、引き落としができない場合には、延滞税がかかる場合があります。

詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。

～ 司法書士のよろず相談 ～

成年後見制度をご存じですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理をしたり、身の回りの世話のために介護サービスや施設への入所などの契約を結んだり、遺産分割協議をする必要があっても、自分でこれらの事を行うのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を法的に支援するのが成年後見制度です。



成年後見については、当事務所または児玉会計各担当者にご相談ください。

広島市中区白島北町3番14号 児玉会計ビル3階

司法書士 竹村 秀博

TEL:082-227-8772

FAX:082-228-7696

司法書士 三川 俊治

TEL:082-228-5564

FAX:082-228-3307